

市第 125 号議案

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部改正

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（平成 5 年 3 月横浜市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「合葬式慰霊碑型納骨施設を」の次に「、舞岡しぜん墓園に芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設、合葬式樹林型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設を」を加え、同条第 3 項中「日野こもれび納骨堂」を「舞岡しぜん墓園及び日野こもれび納骨堂」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項中「メモリアルグリーン」の次に「、舞岡しぜん墓園（駐車場を除く。）」を加える。

第 9 条中「合葬式慰霊碑型納骨施設」を「合葬式樹林型納骨施設」に改める。

第 14 条第 1 項中「満了したとき」の次に「（次条に規定する場合を除く。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（合同埋蔵）

第 14 条の 2 合葬式慰霊碑型納骨施設若しくは日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る使用許可期間が満了したとき、又は自動

搬送式納骨施設の利用者が使用許可期間の満了日までに焼骨を合同埋蔵することを希望する旨の申出をした場合において当該使用許可期間が満了したとき（管理料に未納がないときに限る。）は、市長は、当該施設に収蔵された焼骨を合同埋蔵することができる。

第21条の2第1項中「日野こもれび納骨堂」を「舞岡しぜん墓園又は日野こもれび納骨堂」に改める。

別表第1中

「
メモリアルグリーン
」

を

「
メモリアルグリーン
舞岡しぜん墓園
」

に改める。

別表第2中

「

芝生型納骨施設	1区画につき 永年	900,000円
	1区画につき 30年間	450,000円
合葬式樹木型納骨施設	1体につき 永年	140,000円
合葬式慰霊碑型納骨施設	1体につき 30年間	60,000円

」

を
「

芝生型納骨施設	メモリアルグリーン	1 区画につき 永年		900,000円
		1 区画につき 30年間		450,000円
	舞岡しぜん墓園	1 区画につき 永年		980,000円
		1 区画につき 30年間		490,000円
合葬式樹木型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 永年		140,000円
	舞岡しぜん墓園			220,000円
合葬式慰霊碑型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 30年間		60,000円
	舞岡しぜん墓園	1 体につき 30年間	市長が定める容器に納めた焼骨	140,000円
			市長が定める容器に納めた粉状焼骨	90,000円
合葬式樹林型納骨施設		1 体につき 永年		100,000円

」

に改める。

別表第 3 中

「

芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年間	8,370円
合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	62,850円
合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30年間	31,420円

」

を

「

芝生型納骨施設	メモリアルグリーン	1 区画につき 1 年間	8,370円
	舞岡しぜん墓園		11,000円
合葬式樹木型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 永年	62,850円
	舞岡しぜん墓園		66,000円
合葬式慰霊碑型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 30年間	31,420円
	舞岡しぜん墓園		66,000円
合葬式樹林型納骨施設		1 体につき 永年	66,000円

」

に改める。

別表第 4 中

「メモリアルグリーン」を

「メモリアルグリーン
に改める。

舞岡しぜん墓園」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の規定に基づく舞岡しぜん墓園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(横浜市墓地運営等基金条例の一部改正)

- 3 横浜市墓地運営等基金条例（平成18年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「メモリアルグリーン」の次に「、舞岡しぜん墓園」を加え、「並びに横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地」を削る。

提 案 理 由

舞岡しぜん墓園を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（墳墓地等）

第 2 条 埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵を行うため、日野公園墓地に墳墓地（法第 2 条第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。以下同じ。）並びに壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設を、メモリアルグリーンに芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設を、舞岡しぜん墓園に芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設、合葬式樹林型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設を、その他の墓地に墳墓地を置く。

（第 2 項省略）

3 舞岡しぜん墓園及び日野こもれび納骨堂に駐車場を置く。
日野こもれび納骨堂

（管理料）

第 5 条の 2 久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地に限る。）、メモリアルグリーン、舞岡しぜん墓園（駐車場を除く。）又は日野こもれび納骨堂（駐車場を除く。）の使用者は、別表第 3 に定める額の管理料を納付しなければならない。

（第 2 項省略）

（使用権の承継）

第 9 条 使用権（合葬式納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式樹林型納骨施設に係る使用権を除く。）は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭しを主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。

(使用場所の返還)

第 14 条 使用者は、墓地又は納骨堂を使用する必要がなくなったとき、使用権が消滅したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用許可期間が満了したとき(次条に規定する場合を除く。)は、直ちにその使用場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、原状に回復することを要しない。

(第 2 項省略)

(合同埋蔵)

第 14 条の 2 合葬式慰霊碑型納骨施設若しくは日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る使用許可期間が満了したとき、又は自動搬送式納骨施設の使用者が使用許可期間の満了日までに焼骨を合同埋蔵することを希望する旨の申出をした場合において当該使用許可期間が満了したとき(管理料に未納がないときに限る。)は、市長は、当該施設に収蔵された焼骨を合同埋蔵することができる。

(利用料金)

第 21 条の 2 舞岡しぜん墓園又は日野こもれび納骨堂の駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

別表第 1 (第 1 条第 2 項)

名 称	位 置
(省 略)	

メモリアルグリーン	横浜市戸塚区
舞岡しぜん墓園	
(省 略)	

別表第 2 (第 5 条第 1 項)

種 別	単 位	使 用 料		
(省 略)				
芝生型納骨施設	メモリアルグリーン	1 区画につき 永年	900,000円	
		1 区画につき 30年間	450,000円	
	舞岡しぜん墓園	1 区画につき 永年	980,000円	
		1 区画につき 30年間	490,000円	
合葬式樹木型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 永年	140,000円	
	舞岡しぜん墓園		220,000円	
合葬式慰霊碑型納骨施設	メモリアルグリーン	1 体につき 30年間	60,000円	
	舞岡しぜん墓園	1 体につき 30年間	市長が定める 容器に納めた 焼骨	140,000円
			市長が定める 容器に納めた 粉状焼骨	90,000円
	合葬式樹林型納骨施設	1 体につき 永年	100,000円	
(省 略)				

別表第 3 (第 5 条の 2 第 1 項)

種 別		単 位	管 理 料
(省 略)			
芝生型納骨施設	<u>メモリアルグリーン</u>	1 区画につき 1 年間	8,370円
	<u>舞岡しぜん墓園</u>		<u>11,000円</u>
合葬式樹木型納骨施設	<u>メモリアルグリーン</u>	1 体につき 永年	62,850円
	<u>舞岡しぜん墓園</u>		<u>66,000円</u>
合葬式慰霊碑型納骨施設	<u>メモリアルグリーン</u>	1 体につき 30年間	31,420円
	<u>舞岡しぜん墓園</u>		<u>66,000円</u>
<u>合葬式樹林型納骨施設</u>		<u>1 体につき</u> 永年	<u>66,000円</u>
(省 略)			

別表第 4 (第 16 条、第 19 条第 1 項及び第 4 項)

メモリアルグリーン

舞岡しぜん墓園

(省略)

横浜市墓地運営等基金条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(目的及び設置)

第 1 条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地 (墳
墓地 (墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 23 年法律第 48 号) 第 2 条

第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。)に限る。)
、メモリアルグリーン、舞岡しぜん墓園及び日野こもれば納骨堂
並びに横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地の健全な運営
及び整備の促進を図るため、横浜市墓地運営等基金（以下「基金
」という。）を設置する。